

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

| | | |
|--|---|------------|
| ○土砂等搬入禁止区域の指定 | 一 | (循環型社会推進課) |
| ○指定管理者の指定 | 一 | (消費生活・文化課) |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | 二 | (障害福祉課) |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 | 二 | (同) |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 | 二 | (同) |
| ○農用地利用配分計画の認可 | 二 | (農業振興課) |
| ○保安林の指定について(二件) | 二 | (森林整備課) |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出 | 三 | (都市計画課) |
| ○構造計算適合性判定の委任 | 三 | (建築宅地課) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | 三 | (行政経営推進課) |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 | 六 | (障害福祉課) |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出 | 六 | (同) |
| ○開発行為に関する工事の完了 | 六 | (建築宅地課) |

告 示

○宮城県告示第三十号
土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第二十三条第一項の規定により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定するので告示する。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土砂等搬入禁止区域の位置

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六番九、五十六番十、五十六番十一、五十六番十二、五十六番十三、五十六番十五、五十六番十六、五十六番十七、五十九番一、五十九番二、六十番、六十三番、六十六番、六十七番一、六十八番、六十九番一、六十九番二、六十九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十番、八十二番、八十三番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、十番六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、十三番一地先道路敷及び十番一地先から十番六地先までの水路敷

二 土砂等搬入禁止区域の面積

四二、〇五七・三九平方メートル

三 指定の期間

令和四年一月二十一日から令和四年七月二十日まで

四 指定の理由

一の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋立て等が行われ、勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、当該区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるため。

○宮城県告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年十一月十八日次の者を指定した。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|-------|---------------------|----------------|
| 佐藤 研 | 整形外科 | 医療法人社団 さとう整形外科クリニック | 多賀城市高橋一丁目四番十三号 |
| 蓬田 翔太 | 整形外科 | 社会医療法人将道会 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |
| 桑名 翔大 | 小児科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 井上 敬 | 脳神経外科 | みやぎ県南中核病院 | 大河原町字西三十八番地一 |
| 城倉 英史 | 脳神経外科 | 医療法人華桜会 古川星稜病院 | 大崎市古川南町三丁目一番三号 |

○宮城県告示第三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 新 | | 旧 | |
|-------|------|----------------|-------------------|----------------|---------------|
| | | 所属医療機関の名称 | 所在地 | 所属医療機関の名称 | 所在地 |
| 羽鳥 正仁 | 整形外科 | 医療法人寶樹会 仙塩利府病院 | 宮城県利府町青葉台二丁目二番百八号 | 医療法人寶樹会 仙塩総合病院 | 多賀城市桜木二丁目一番一号 |

○宮城県告示第三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|------|------|------------------|-------------|
| 平上 健 | 整形外科 | 医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院 | 石巻市広瀨字焼巻二番地 |

○宮城県告示第三十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日
令和四年一月二十一日

○宮城県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林の所在場所
本吉郡南三陸町戸倉字坂本二〇の一
 - 二 指定の目的
潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役

場に備え置いて縦覧に供する。
 ○宮城県告示第三十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。
 令和四年一月二十一日

一 保安林の所在場所
 仙台市若林区荒浜字南官林一八の一、一八の六、一八の八
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的
 潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。
 令和四年一月二十一日

一 組合の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

仙台市宮城野区萩野町二丁目三番一号オフィスヤマトビルⅢ三〇二

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

熊倉 哲 新潟県長岡市日赤町二丁目四番二十六号

酒井 栄一 新潟県長岡市緑町一丁目三十八番地百二

渡邊 純 新潟県長岡市大積三島谷町二千二百六十五番地

草野 清貴 福島県相馬市中村二丁目二番地の六

恒川 幸郎 仙台市若林区南石切町二十一番地の一南材木町シテイハウス四〇五

○宮城県告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。
 令和四年一月二十一日

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人ベターリビング

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

(二) 愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和四年一月二十一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 自動車賃貸借 二十三台

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和四年八月一日から令和九年五月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-211-3335）へ令和四年二月四日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部行政経営推進課働き方改革推進班 担当 石黒 電話〇二二一二二一〇二二一〇四

- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年二月四日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年二月七日（月）午前九時から令和四年二月十六日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年二月十六日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年二月二十二日（火）午前九時から令和四年三月三日（木）午後五時まで

- (二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年三月三日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年三月四日（金）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十七階 外部監査入室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第百十一号）第二条の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件については翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Leasing of automobiles (23 vehicles)

- 2 Contract Period : From August 1, 2022 to May 31, 2027

- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture)

- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : March 4, 2022 (Fri), 10 : 00 a.m. Office of the External Auditor, Miyagi Prefectural Government Building, 17th Floor

- 5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 3, 2022 (Thu), 5 : 00 p.m.

- 6 Time and Place for Bid Selection : March 4, 2022 (Fri), 10 : 00 a.m. Office of the External Auditor, Miyagi Prefectural Government Building, 17th Floor

- 7 Contact Information : Ayako Ishikuro Work Style Reform Section, Administrative Reform Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2204

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|------------------|-----------|
| 薬局アリエス大宮店 | 大崎市古川大宮一丁目二一六十九 | 令和四年一月一日 |
| やすらぎ調剤薬局 | 柴田郡村田町大字小泉西浦八十八一 | 令和三年十二月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|--------------------|
| 変更前 なかうら薬局 | 石巻市中浦一丁目二一二十四 |
| 変更後 アイン薬局石巻中浦店 | |
| 変更前 なかまち薬局 | 石巻市相野谷字飯野川町二百六一三十一 |
| 変更後 アイン薬局石巻相野谷店 | |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市八幡字六貫田二百八十二番、二百八十三番、二百八十四番、二百八十五番、二百八十六番の地先の水の一部、二百八十五番の地先の水の一部、字一本柳六十番、六十番の地先の道の一部
 名古屋市名東区一社三丁目七番地
 株式会社ユニホー
 仙台市泉区泉中央一丁目三十三番地の七
 株式会社トラスト